

談話

政治分野における男女共同参画推進法の成立を歓迎し、実質的なジェンダー平等の前進を求めます

2018年5月17日

日本婦人団体連合会

会長・柴田真佐子

政治分野における男女共同参画推進法が、5月16日に参議院本会議で全会一致で可決・成立しました。この法律は罰則規定がない理念法であり、衆参両院や地方議会の選挙で、政党や政治団体に、男女の候補者数を「できる限り均等」とすることや目標の設定など自主的な取り組みも求めるものです。また、国や自治体には、国内外の状況に関する実態調査、啓発活動などの「必要な施策」の策定・実施の努力義務を課すものです。

日本の国会議員の女性比率は衆議院10・1%（47人）、参議院20・7%（50人）ときわめて低く、列国議会同盟（IPU）の各国下院の調査（4月1日時点）では193カ国中158位です。候補者に占める女性の割合は昨年の衆院選で17・7%、「女性ゼロ」の市町村議会が352と全体の2割を占めます（朝日新聞5月17日付）。本法成立は、このように国際的にも際立って遅れている日本の女性の政治参画を後押しするものとして歓迎します。重要なことは、この法律の成立を機に、実質的なジェンダー平等の実現に向けて前進することです。いま日本では、政権が「女性の活躍」を標ぼうしながら財務次官のセクハラを擁護する閣僚の暴言が続き、首相もそれを容認するという異常な事態の中で、「セクハラのないジェンダー平等社会を」という世論と運動が広がっています。政治分野における女性参画を推進することは、国際的な到達からかけ離れた女性の人権状況を改善するための喫緊の課題です。

また、本法の目的は「政策の立案や決定に多様な国民の意見が的確に反映される」とこととされており、そのためには、民意の反映を著しくゆがめている小選挙区制を廃止し、国民の多様な意思が正確に反映される選挙制度への抜本的な改革が必要です。